

CS1-1 新薬学教育制度における教育と研究のあり方

○赤池 昭紀¹

¹京大院薬

平成 18 年に薬学 6 年制がスタートし、全国で 1 万人を超える学生が新しい制度の薬学教育を受けるようになった。さらに、創薬研究者の育成を目指す 4 年制学部教育も維持され、車の両輪のような形で 6 年制、4 年制の 2 つの薬学学部教育が推進されてきた。大学院教育についても検討が進められており、これらの学部教育を母体とする 4 年一貫の博士課程および 5 年制（区分制又は一貫制）の博士課程の大学院が設置されようとしている。薬学は医薬品の創出、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、薬剤師、創薬研究者等の薬の専門家を輩出することを使命とする。この基本理念は旧制度でも新制度でも変わらないが、現在の薬学教育制度改革がいわば国家的プロジェクトとして推進されてきた背景には、医療の高度化、多様化に対応し、患者の立場に立ち最適な薬物療法を提供できる人材の養成が強く望まれていることが挙げられる。さらに、その基盤となる基礎から臨床にわたる学術研究を推進し、画期的新薬創出など難治性疾患克服に向けた先端医療の開発に貢献することも強く望まれている。このような社会の要請を受けて取り組まれてきた薬学教育改革の潮流の中で、各薬系大学が薬剤師育成に求められる高水準の学部教育を提供するとともに、学術研究を推進する人材育成に向けた学部から大学院にいたる教育体制の構築が急務の課題となっている。日本薬学会では、薬学教育大学人会議に教育と研究のあり方を検討する委員会が設けられ、全国の薬系大学関係者参画のもとに薬学教育改革、推進に向けた検討、取組みが行われてきた。さらに、日本学術会議でも薬学委員会等において同様の活動が進められている。薬学教育改革の推進に向けたこれらの取組みについて紹介する。